

岐阜県公報

目 次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(砂 防 課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 二 年 六 月 二 十 三 日

告 示

岐阜県告示第二百五十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十三年岐阜県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

表東津汲の項を次のように改める。

東 津 汲	
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線 び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示 すとおりとする。)	
揖斐郡揖斐川町東津汲	
字小寺	八〇二番二 一号
	八二〇番 二号
	八二六番一 三号
	八八五番 四号
	八九六番一 五号
字岡山	九〇〇番三 六号
	九三〇番六 七号
	八九九番五 八号
	八七七番二 九号
字小寺	八三一番三 十号
	八〇三番八 十一号

令和二年六月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社